

# 平成22年10月から 医療福祉費支給制度(マル福)の対象者が変わります

医療福祉費支給制度(マル福)とは、乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者、妊産婦の方々が安心して医療が受けられるよう、市と県が健康保険の一部負担分を助成する制度です。

県では、家庭での経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進するため、平成22年10月1日から乳幼児の対象を、現行の「未就学児」から「小学校3年生まで」に拡大することになりました。

改正により新たに受給者となるには申請書・受給対象者の加入している健康保険の被保険者証の写し・保護者の預貯金通帳の写し(医療費返還のための口座登録をするため)の提出が必要となります。

また、受給者の認定の際、扶養義務者等の所得の確認が必要となるため、市の税務徴収課で所得が確認できない方には課税証明書等所得の確認できる書類も提出していただくことになります。

なお、所得制限がありますので、一定の所得額を超える場合は該当にならない場合があります。

※対象者には7月下旬(基準日7月25日)に申請書をお送りしていますが、基準日以降に転入等があった方は下記までお問い合わせください。

## ～市単独医療福祉費支給制度も改正されます～

上記の改正に伴い、現在市単独で助成している医療福祉費支給制度も平成22年10月1日から、対象者の要件を次のように改正することになりました。

- マル福外来自己負担分の助成  
幼児について対象を現行の「未就学児」から「小学3年生まで」に拡大。
- 小学生の入院自己負担分の助成  
現行の「小学1年生から小学6年生まで」が「小学4年生から6年生まで」に変更。

■問い合わせ先 ■ 保健福祉部 医療保険課 医療年金グループ ☎52-1111 内線164・165

知って得する  
消費者情報<sup>24</sup>

## 貸金業法が大きく変わりました!

高利の借金のために生活が行き詰まる多重債務問題を解決しようと、平成18年12月に改正貸金業法が成立し段階的に施行されてきましたが、平成22年6月18日より完全施行されました。

### 改正貸金業法の主な改正点

#### 総量規制(借り過ぎ・貸し過ぎの防止)

- 借入残高が年収の3分の1を超える場合には、新規の借入れが出来なくなりました。
- 借入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。

#### 上限金利の引き下げ

- 法律上の上限金利が29.2%から借入金額に応じて15～20%に引き下げられました。

#### 貸金業者に対する規制も厳しく

- 法律遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

※詳しくは、金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>

困った時は消費生活センターにご相談ください。

- 茨城県消費生活センター ☎029-225-6445
- 常陸大宮市消費生活センター ☎52-2185(直通)  
(本庁商工観光課内)

新規の借入れが出来なくなった方が、ヤミ金融の被害に遭うことも予想されます。十分お気を付けください。